

【イタリア】 財政連邦主義確立へのステップ

海外立法情報調査室・萩原 愛一

* 2008年10月3日、地方財政改革を柱とする、財政連邦主義に関する法案が閣議決定された。この法案の提出は、今次ベルルスコーニ内閣発足当初から、新内閣が行う改革の目玉のひとつとして、声高に喧伝されてきたものである。法案の起草は、北部同盟から入閣したロベルト・カルデローリ法制度簡素化大臣が中心となって進められた。

法案提出の背景

現内閣の一翼を担う北部同盟は、北部で生まれた複数の地域政党がひとつにまとまって出来た政党で、カリスマ的リーダー、ウンベルト・ボッシの指揮の下で、時には国家からの分離をほめかす過激な言動も辞さない連邦主義的な主張により、1990年代に、急速に北部において支持を拡大した。党勢拡大の背景には、「自分たちが稼いだお金が、税金として吸い上げられ、遅れた南部の開発や福祉に回されている」と考える、北部諸州の人々の長年の不満がある。後述する2001年の憲法改正を受けて、連邦制国家への移行の足がかりとして、国・地方の財政関係の見直しや地方財政の改革を望む北部同盟は、本年4月の総選挙において、ベルルスコーニを党首とするフォルツァ・イタリアと連合を組むにあたって、財政連邦主義の確立を選挙公約の1つに掲げさせた。北部同盟は、新内閣において割り当てられた4つの大臣ポストの1つとして、本件を担当する法制度簡素化大臣のポストを獲得し、早速、ロベルト・カルデローリが、大臣就任と同時に、公約を実現するため、法案作成の準備にとりかかっていたのである。

法案の概要

この法律(案)の正式名称は、「憲法第119条の実施:財政連邦主義に関する政府への委任」である。その目的は、2001年の憲法改正により、新たな条項に置き換えられた第119条の具体的な実施である。法律の施行日から2年以内に、議会から委任を受けた政府は、憲法第119条の実施を目的とする1つないしそれ以上の立法命令を制定することになる。2001年の憲法改正は、地方分権化を推進するために行われたもので、第2部第5章「州、県及びコムーネ」が、改正の対象となった。この中の第119条は、「地方自治体の財政自治権の大幅な強化」をはかるために、大幅に改正されたものである。(注1)

閣議決定に先立って、政府は、州、県、コムーネ等の代表からなる地方自治体合同会議に、この法案を諮った。州と、県やコムーネ等の他の地方自治体とでは、受け止め方に温度差があったようであるが、とりあえずゴーサインが出された。閣議決定のあと、トレモンティ経済・財政大臣は、「憲法第5章は、財政連邦主義を前提に改正されたのであるから、その実現は、政府の義務である。財政連邦主義は、第1次ベルルスコーニ内閣の時から課題であったが、14年かけて、ようやく長い道のりの終わりにさしかかった。これは歴史的な改革である」と語った。

財政連邦主義の基本的な原則として政府が掲げる事項のうち、主なものは次の通りである。

立法情報

- ・各自治体のレベルにおける財政の独立性と責任の明確化
- ・州、県、大都市、コムーネに対する自主財源の付与
- ・地方自治体財政における、過去の実績に基づく支出から特定の基準による支出への転換
- ・財政調整及び租税制度における国と州の立法権限の住み分けの尊重
- ・同一の課税ベースに対する重複課税の回避
- ・税負担と受益の関係の適正化
- ・課税にあたっての抑制と責任の明確化

法案は、以下の8章で構成され、全22条から成る。各条項は、上記の事項を踏まえ、主に、立法命令を制定する上で遵守又は考慮すべき原則・指針や要件を明示したものである。

第1章 財政調整の内容及び原則(第1条-第4条)

第2章 国と州の財政上の関係(第5条-第8条)

第3章 地方自治体の財政(第9条-第11条)

第4章 大都市及び首都ローマの財源(第12条-第13条)

第5章 特別な措置(第14条)

第6章 行政の様々なレベルにおける調整(第15条)

第7章 州及び地方自治体の資産(第16条)

第8章 経過規定及び末尾規定(第17条-第22条)

法案に対する反響と今後

現在、連邦制度改革大臣を務める北部同盟の党首ボッシは、法案提出にこぎつけたことに満足するとともに、次は、いよいよ連邦国家への改革に着手する番だ、と意気込みを見せた。イタリア経団連のマルチェガリア会長は、財政連邦主義が、地方自治体に財政の透明性と責任を課すとして歓迎し、これにより、公共支出の増大やそのはね返りとしての増税が抑えられるはずと見る。他方、これまで国からの補助が厚かった南部のある州の知事は、過度に公共支出抑制の方向に進んで、必要な公共サービスまで切ることにならないかと、危惧する。このように、期待と不安が交錯するなか、首都として財政上特別な扱いを享受することになったローマのアレマンノ市長は、ローマにとっての大きな贈り物である、と手放しで喜びを語った。

野党からは、この法案が与党内の妥協の産物で、内容に矛盾や混乱があるとの批判の声もあがっているが、財政連邦主義そのものに対する国民的合意はほぼ形成されていると見られ、年内の成立が見込まれている。しかし、この法律の施行後2年のうちに制定される立法命令により、税制や財源その他の具体的な規定が、数値も交えて明らかにされるとき、どのような反応があらわれるかに改めて注目する必要がある。前述の地方自治体合同会議のエッラーニ議長は、「我が国にとって根本的かつきわめて重要な改革の緒に就いたばかりである。しかし、われわれは、政府に白紙委任したわけではない。憲法に規定された国民の権利を保障するために、これからの財政連邦主義へのプロセスをしっかりと監視する」と述べた。

注

- (1) 高橋利安「イタリア憲法第2部第5章「州・県及びコムーネ」の改正」『外国の立法』212号, 2002.5, pp.50-59.

